

経済産業省本省 同日発表

令和5年2月14日

東京電力エナジーパートナー株式会社の電気料金値上げ 認可申請に係る公聴会を開催します

経済産業省は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第34条第1項の規定に基づき、東京電力エナジーパートナー株式会社から2023年1月23日付けで行われた電気料金値上げ認可申請に係る公聴会を次の通り開催しますので、お知らせします。

1. 公聴会の開催日時及び場所

○日時：2023年4月13日（木曜日）9時00分から

（4月14日（金曜日）予備日（注））

（注）意見陳述人が多数の場合には4月13日に加え、4月14日にも開催します。なお、意見陳述を行う方は、期日の指定を行うことはできません。

○場所：経済産業省本館17階 第1～3共用会議室

（東京都千代田区霞が関1丁目3番地1号）

※インターネット（You Tube）による同時中継を行います。

2. 事業の要旨

○申請者：東京電力エナジーパートナー株式会社

○申請の概要：現行の電気料金（規制部門）を平均29.31パーセント引き上げるほか、その他の供給条件の変更等に伴う特定小売供給約款の変更を行う申請者からの申請資料等については、以下に掲載しています。

なお、当該資料について、紙媒体による資料の閲覧を御希望される場合は、以下の場所にて当該資料の写しを配布します。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/01/20230123001/20230123001.html>

- ・経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 電力産業・市場室
(東京都千代田区霞が関1丁目3番1号)
- ・関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課
(埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1)

3. 公聴会における意見陳述の申出方法

公聴会に出席し、意見陳述を御希望される方は、以下の要領により意見陳述届出書を作成し、期日までに提出して下さい。また、意見陳述は、オンライン（Microsoft Teams）併用形式としますので、意見陳述届出書に出席方法（「現地会場にて意見陳述」又は「オンラインにて意見陳述」のどちらかを選択）を記載してください。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、経済産業大臣が陳述人を指定の上、その旨を届出者に通知します。

※オンラインによる意見陳述を御希望される方には、期日までにオンライン参加用の URL を送付します。また、事前に接続状態の確認等をさせて頂く予定ですでの御了承下さい。

(1) 意見陳述届出書の記載事項

別記の様式従い、以下の事項を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書(一人一通に限ります。)を作成し、郵送又はメールにて提出して下さい。

- ・氏名、住所、電話番号、メールアドレス、職業及び出席方法
- ・今回の事案(東京電力エナジーパートナーの値上げ認可申請)に関する意見の概要

※記載事項はできる限り A4 用紙 1 枚にまとめ、意見の詳細を記載する場合には別紙に記載して届出書に添付して下さい。

(2) 意見陳述届出書の提出期限

2023 年 3 月 30 日(木曜日) «必着»

(3) 意見陳述届出書の提出先

«郵送の場合»

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課
(〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1)

※封筒の表に「東京電力エナジーパートナー関係公聴会陳述希望」と記載して下さい。

«メールの場合»

受付メールアドレス : bzl-tokyo-koutyoukai@meti.go.jp

※宛先の「bzl」は、ビー ゼット エル です。お間違いないようお気をつけください。

※タイトルは、「【陳述希望】東京電力エナジーパートナー公聴会」と記載して下さい。

4. 公聴会の傍聴について

公聴会の傍聴については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、インターネット(You Tube)による同時中継を行います。

※会場での傍聴は実施いたしません。

配信用 URL については、期日までに以下に記載しますので、傍聴を御希望の方は

You Tube からご視聴ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230214002/20230214002.html>

※事前登録は不要です。

なお、公聴会開催後に、上記ホームページに当日の議事録を掲載します。当該議事録について、紙媒体による資料の閲覧を御希望される場合は、以下の場所にて当該議事録の写しを配布します。

- ・経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 電力産業・市場室
(東京都千代田区霞が関1丁目3番1号)
- ・関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課
(埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1)

(本発表資料のお問合せ先)

※公聴会の手続き等について

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課

電力産業・市場室長 吉瀬

担当：郷原、山口、西村

電話：03-3501-1748（直通）

※公聴会の会場等について

関東経済産業局 資源エネルギー環境部

電力事業課長 江口

担当：西、丸木

電話：048-600-0381

別記

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

届出者 氏名

(郵便番号)

住所

(電話番号)

(メールアドレス)

職業

東京電力エナジーパートナー株式会社申請の特定小売供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり出席方法及び意見の概要を付して届け出ます。

(出席方法)

(意見の概要)

備考

- 出席方法は、現地出席又はオンラインによる出席を選択して記載すること。
- 届出書の用紙の大きさは、できる限り日本産業規格A4とすること。
- 意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
- 団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。